

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間同社D事業所で研修を受け、研修終了後同社C事業所に異動した。

申立期間はA社D事業所から同社C事業所に異動した時期であり、継続して勤務し給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所に異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 10 日から 46 年 1 月 31 日までの期間、A社のB工場又はC工場に継続して勤務していた。

事業所がB市から、C市に移転した頃の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社B工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社C工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日に同社B工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社C工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、申立期間当時、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述してい

る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 52 年 4 月 1 日から 58 年 12 月 31 日までの期間、A社に勤務していた。

厚生年金保険の資格喪失日が昭和 58 年 12 月 31 日とされているが、同年 12 月分の給与から、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月 31 日までA社に勤務し、同年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があると申し立てているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は同年 12 月 30 日に退職し、同年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出が事業主により提出されたことが確認できる上、当該記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致するとともに、雇用保険の被保険者記録とも符合する。

また、A社によると、申立期間当時の賃金台帳や出勤簿等は保管されていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。